

## 寒河江市生涯学習支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 寒河江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、生涯学習の振興を図るため、市民の自主的な生涯学習に関する学級、講座等の開催にあたり、その事業を共催し、優れた技術、識見を有する講師の招聘を支援する。

### (事業内容)

第2条 市内の各種団体、企業等（以下「主催団体」という。）が自主的に実施する学習会や講座で、主催団体の外部から講師を招聘し、講師に対する報償費が必要な事業とする。

### (対象事業)

第3条 共催の対象となる講座等は、主催団体が行なう生涯学習に関する事業で、次に掲げるものとする。ただし、政治活動、宗教活動及び営利を目的とするものを除く。

- (1) 家庭教育、親子のふれあいに関する学習活動
- (2) 青少年の健全育成に関する学習活動
- (3) 各種団体の社会参加又は自己啓発につながる学習活動
- (4) 地域づくりにつながる住民の学習活動
- (5) 芸術、文化、スポーツに関する学習活動
- (6) 一般教養に関する学習活動
- (7) その他教育委員会が適当と認める学習活動

### (共催に係る負担金)

第4条 教育委員会は、事業共催に際し講師報償に係る費用とし1回当たり2万円を限度として予算の範囲内で負担する。ただし、事業共催

は1団体当たり年1回とする。

2 講師報償に係る費用の基準は、別表のとおりとする。

(共催申請書)

第5条 事業共催を申請しようとする主催団体は、事業実施日の2週間前までに、生涯学習支援事業共催申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし4月15日実施分まではこの限りではない。

(1) 事業計画書・事業収支予算書(様式第2号)

(2) その他教育委員会が必要と認める書類

(共催の決定)

第6条 教育委員会は、前条による申請があったとき、審査のうえ事業共催を決定し、生涯学習支援事業共催決定書(様式第3号)により通知する。

(実績報告)

第7条 主催団体は、事業が完了したときは、直ちに生涯学習支援事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に報告しなければならない。

(1) 事業成績書・事業収支精算書(様式第5号)

(2) その他教育委員会が必要と認める書類

(適用除外)

第8条 この要綱は、当該事業開催に際し、他の制度により補助金等の交付を受けた場合は適用しない。

(決定の取消し)

第9条 教育委員会は、主催団体がこの要綱に違反したときには、第5条の事業共催決定を取消し、既に講師謝礼金が支払われているときは、

当該団体に対し、期限を定めて共催負担金に相当する金額の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表

区 分	負 担 金 額
大学教授、著名人、弁護士、医師等	20,000円以内
学識経験者	15,000円以内
各種教室・講座等講師	5,000円以内
補助者、協力者	3,000円以内

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。